

福祉生活病院常任委員会資料

(令和3年6月15日)

【件名】

- 1 令和3年度第1回子育て王国とっとり会議の開催結果について
(子育て王国課) . . . 2
- 2 「ひとり親家庭相談支援センター」の設置について
(家庭支援課) . . . 4
- 3 令和2年度児童虐待対応件数及びDV相談件数について
(家庭支援課) . . . 6
- 4 令和3年度第1回鳥取県総合教育会議の開催結果について
(総合教育推進課) . . . 8

子育て・人財局

令和3年度第1回子育て王国とっとり会議の開催結果について

令和3年6月15日

子育て王国課

子育て王国とっとり条例に基づき設置している「子育て王国とっとり会議」について、令和3年度第1回会議を開催したので、概要を報告します。

1 開催概要

- (1) 日時 令和3年6月2日(水) 午前10時20分から11時20分まで
- (2) 場所 鳥取県庁 福祉保健部会議室 オンライン会議により実施
- (3) 出席者 塩野谷会長ほか委員13名(委員の半数以上の出席)

2 主な議事概要

(1) 子育て王国とっとり推進指針(令和3年度改訂案)について

子育て関連施策の内容や実施方法を定めた「子育て王国とっとり推進指針」の改訂について、令和2年度までの施策の実施状況を踏まえて各指標の見直しを行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響や新たな課題等に対応するための取組や事業の追加等について、ご意見を伺った。

【委員の主な意見】

- ・今回の改訂では、幼児教育の充実として「自分とは異なる感情や表現の仕方があることに気づく体験の積み重ね」が記載された。以前から、不登校や引きこもりの生徒・児童と関わり、保護者からの相談も受けながら常に感じていたことであり、感情の社会化やトラブル回避にも大切だと思っている。
- ・子どもへの性教育は、現実に即した踏み込んだものにしてほしい。幼少期から発達段階に応じた教育が大切であり、DVや虐待防止にもつながると考える。

(2) 部会「これからの子育て支援のあり方検討会」の設置及び委員の指名について

出生率の低下や新型コロナウイルス感染症の影響等から見えてきた新たな課題等に対応するため、これからの子育て支援の意見を伺うための標記部会を新設することとし、部会委員6名について会長が指名を行った。

<主な検討内容>

- ・希望のかなう結婚、妊娠および出産への支援
- ・子育てと子どもの学びへの支援(待機児童解消、保育士確保等)
- ・新たな課題(ヤングケアラー、孤立・孤独対策、特に支援が必要な子ども等)への対応

<今後のスケジュール>

- ・6月下旬 部会準備会開催
- ・7月～9月 部会の開催(3～4回)及び新たな施策のとりまとめ
- ・10月～ 第2回子育て王国とっとり会議で報告・承認後、令和4年度当初予算要求

(3) 令和2年度実施の地域少子化対策重点推進交付金事業について

「地域少子化対策重点推進交付金」を活用して実施した、結婚や子育て支援に関する令和2年度事業の実績や評価、改善策について説明し、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、子育て講座や婚活イベントなどの参加者数は減少したものの、参加者アンケートでは意識の変容や婚活への意欲が高まるなど、一定の効果が確認できた。

(4) 子どもの貧困対策推進計画に定める達成目標に係る進捗状況について

鳥取県子どもの貧困対策推進計画(第二期)達成目標に係る進捗状況について、概ね順調に進捗している旨の報告と令和3年度の関連予算及び新規拡充を行う施策について説明し、ご意見を伺った。

【委員の主な意見】

- ・貧困家庭と関わっている中で、対象家庭に対するいろいろな支援があるが、周知が不十分で届いていないように感じる。
- ・縦割り行政ではなく、子どもに関して全体的に網羅した部局を作るなど、問題の早期発見と伴走を支援する体制が必要。

【参考】子育て王国とっとり会議の概要

1 設置根拠 子育て王国とっとり条例第12条

「次に掲げる事務を行わせるため、子育て王国とっとり会議を設置する。」(所掌事務は3に記載)。

2 設置時期 平成26年5月26日

3 所掌事務

(1) 子育て王国とっとり条例関係

- ① 子育て王国とっとり推進指針の策定に当たり、知事に意見を述べること。
- ② 鳥取県子どもの貧困対策推進計画について、知事に意見を述べること。
- ③ 子育て王国とっとり条例の施行に関する重要事項について調査審議すること。

(2) 子ども・子育て支援法関係

- ① 県が子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようするときに意見を述べること。
- ② 県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

4 委員構成 (任期：令和4年6月23日まで)

氏名	分野		所属等	部会
塩野谷 斉	学識経験者		鳥取大学地域学部教授	○
南 潮			鳥取短期大学准教授	
藤吉 航介	公募委員		団体職員	
山本 賢璋	子育て中の方		鳥取県PTA協議会評議委員	
古海 修祐	他県から移住された方		株式会社奥大山ドリーム代表取締役 (元地域おこし協力隊)	
伊木 恭憲	結婚・子育てなど若者のライフプランの形成支援に取り組まれている方		(株)そうだんひろば代表取締役 (ファイナンシャル・プランナー)	
山下 千之	地域で子育て支援に取り組まれている方	児童館関係・子どもの貧困対策	倉吉はばたき人権文化センター所長	○
大橋 和久	児童福祉	保育所	倉吉東子ども園理事長 (鳥取県子ども家庭育み協会会長)	○
本城 貴子		母子生活支援施設	米子聖園コスモス施設長	○
久野 芳枝		認定子ども園	認定子ども園ひかり子ども園園長	
谷本 弘子	保健・医療	医師(小児科)	谷本子どもクリニック副院長	○
岸本 匡史		歯科医	岸本歯科医院医院長 (鳥取県歯科医師会理事)	
小早川 君子	教育	幼稚園	かもめ幼稚園園長	
松島 緯子		家庭教育	家庭教育アドバイザー (鳥取県中部子ども支援センターとっとり代表)	
井上 明	産業		公益社団法人日本青年会議所 中国地区鳥取ブロック協議会会長	
川崎 古春	労働		社会保険労務士	
宮本 育代	結婚支援をされている方		NPO 法人むすび代表理事	○
入江 竜生	市町村	市	鳥取市健康子ども部子ども家庭課課長補佐	
米塚 美智代		町村	湯梨浜町子育て支援課係長	

※部会:これからの子育て支援のあり方検討会 (R3.6 新設)

「ひとり親家庭相談支援センター」の設置について

令和3年6月15日
家庭支援課

令和3年6月5日（土）から、県内3か所の県立ハローワーク内に「ひとり親家庭相談支援センター」を設置しましたので報告します。

1 ひとり親家庭相談支援センター

(1) 設置目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、生活や子育てに課題を抱えるひとり親家庭が適切な支援を受けられるよう、鳥取県母子寡婦福祉連合会に相談支援業務を委託し、ひとり親の悩みに寄り添いながら必要な支援へと繋ぐ相談支援体制を構築することで、ひとり親の負担軽減とサポート体制の強化を図る。

(2) 場所・電話番号・対応時間

	場所、電話番号	対応時間
東部	県立鳥取ハローワーク内 (鳥取市東品治111-1 JR鳥取駅構内 電話：080-7122-7260)	6月12日（土）開所 第2・4土曜日 午後2時15分から午後6時15分まで
中部	県立倉吉ハローワーク内 (倉吉市山根557-1 パープルタウン1階 電話：080-4439-4350)	
西部	県立米子ハローワーク内 (米子市末広町311 イオン米子駅前店4階 電話：080-7508-4231)	6月5日（土）開所 毎週水・土曜日 午後2時15分から午後6時15分まで

2 開所式

設置を記念し、以下のとおり開所式を行った。

(1) 日時

令和3年6月5日（土）午後2時から2時10分まで

(2) 場所

県立米子ハローワーク正面玄関
(米子市末広町311 イオン米子駅前店4階)

(3) 参加者

鳥取県知事 平井伸治、一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会理事長 井田智子、
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会会長 藤井喜臣 他



3 相談件数（6月5日現在）

2件（就業に有利な資格等に関する相談等）

4 参考

(1) ひとり親世帯の現状

- ・県内の母子世帯数は5,740世帯、父子世帯は1,049世帯（平成27年国勢調査）。
- ・就労していない場合の就労希望について、母子世帯の母の43.1%、父子世帯の父の50.0%が「今すぐ働きたい」としている。（平成30年鳥取県ひとり親家庭等実態調査）
- ・母子世帯の母の20.1%、父子世帯の父の21.1%が「相談相手がほしい」としている。（平成30年鳥取県ひとり親家庭等実態調査）

(2) ハローワーク内に設置する理由

- ・「仕事で平日昼間に行政の窓口相談できない」、「どこに相談に行けばいいかわからない」、「役所に相談に行くのに不安がある」といった理由で悩みを抱えているひとり親が気軽に相談に行けるよう、平日と土曜日に午後6時15分まで開いている県立ハローワーク内に相談窓口を設置する。
- ・県内の母子世帯と父子世帯で就業状況を比較すると、パート・アルバイトの割合は、母子世帯が41%、父子世帯が15%となっており、母子世帯の34%、父子世帯の19%が転職したい（平成30年鳥取県ひとり親家庭等実態調査）としているため、ハローワークと連携し、就労支援のサポートをすることができる。

(3) 県の今後の対応

- ・支援制度の申請に不安があるひとり親に対して、福祉事務所等の窓口まで同行し、申請手続きを支援する。
- ・「ひとり親家庭相談支援センター」開所日以外の夜間や休日に子ども食堂や既存イベント等のひとり親が集まる場所に出向き、出張相談を行う。

- ・「鳥取県ひとり親家庭等支援サイト」による周知、メールマガジンの配信を行う。

(参考) 鳥取県内母子家庭・父子家庭の現状

区分	母子世帯	父子世帯
1 世帯数(推計値)	5,740世帯(123.2万世帯)	1,049世帯(18.7万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚87.7%(79.5%) 死別 0.8%(8.0%)	離婚91.5%(75.6%) 死別 5.6%(19.0%)
3 就業状況	93.7%(81.8%)	94.4%(85.4%)
うち 正規の職員・従業員	53.2%(44.2%)	67.2%(68.2%)
うち 自営業	3.7%(3.4%)	11.9%(18.2%)
うち パート・アルバイト等	41.3%(43.8%)	15.0%(6.4%)
4 世帯の平均年間収入	415.1万円(348万円)	464.2万円(573万円)
5 本人の平均年間就労収入	215.2万円(200万円)	297.2万円(398万円)

※出展：平成30年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査(世帯数のみ平成27年度国勢調査)

※()内は全国数値(平成28年度全国母子世帯等調査)

令和2年度児童虐待対応件数及びDV相談件数について

令和3年6月15日
家庭支援課

令和2年度に県内の児童相談所及び配偶者暴力相談支援センターで対応した児童虐待対応件数とDV相談件数を報告します。(いずれも速報値であり、今後の集計過程で若干数値が変動する場合があります。)

1 児童虐待対応件数

(1) 概要

○児童虐待認定件数は109件で、令和元年度の110件から1件(0.9%)減少した。

○虐待通告件数は523件で、令和元年度の610件から87件(14.2%)減少した。

○過去、鳥取県で虐待通告件数が一番多かったのは令和元年度の610件で、令和2年度はそこから減少したものの、過去2番目の件数となった。虐待通告件数が増加傾向にある要因は、全国共通ダイヤル(「189」、令和元年12月から通話料が無料化)を含め、虐待の疑いでも通告できることが一般的に浸透してきたためと思われる。

○鳥取県では、近隣、知人からの通告が168件と最も多く、次に警察からの通告が104件となった。学校や保育所からの通告が約17.5%であり、全国数値(令和元年度)の7.6%よりも高くなっている。学校や保育所が心配な子どもに気付いた時は、児童相談所に通告することが浸透している結果と思われる。

(2) 虐待対応における鳥取県の特徴

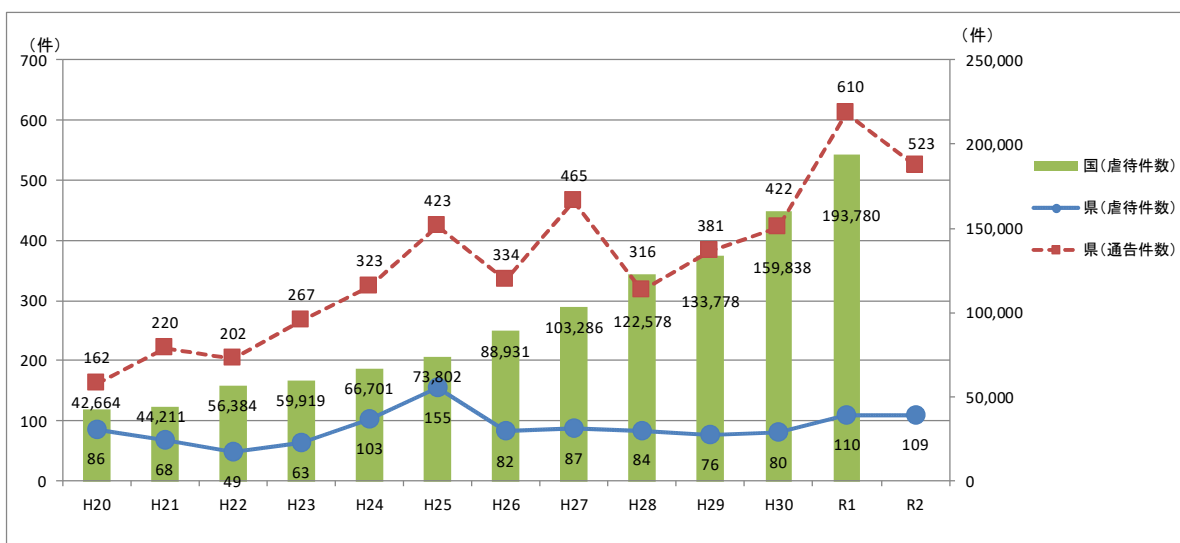
○虐待通告があれば24時間以内に子どもの安全確認を実施している。(国のルールは48時間)

○虐待対応中の児童等が県外に転居する場合は、全てのケースにおいて転居先の管轄児童相談所を訪問し、引継ぎを実施している。(国は、緊急性、リスクの低い場合は、書面引継ぎも可としている。)

○児童相談所が受理した虐待通告案件の全てについて警察と共有するとともに、全ての児童相談所に警察官を配置し、警察と適宜協力して児童の安全確認を実施している。

○児童虐待事案に係る情報共有等について、県医師会、県警、県での3者協定を締結している。(H27.11.17～)

(3) 児童相談所における児童虐待対応件数の推移



年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
県	虐待件数	86	68	49	63	103	155	82	87	84	76	80	110	109
	通告件数	162	220	202	267	323	423	334	465	316	381	422	610	523
全国	虐待件数	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,578	133,778	159,838	193,780	未発表

※H22は東日本大震災の影響により福島県を除いた数値

(4) 県内の児童虐待認定件数における虐待の種別 (単位: 件)

	H28	H29	H30	R1	R2
身体的虐待	28	35	34	44	42
ネグレクト	28	26	24	29	26
性的虐待	2	0	2	0	6
心理的虐待	26	15	20	37	35
計	84	76	80	110	109

例年の傾向であるが、ポイントは以下のとおり。
 ・主たる虐待者は、実母が約44%と最も多く、次に実父の約35%となっている。
 ・被虐待児童の年齢構成は、就学前の児童が約40%、小学生が約40%、中・高校生が約20%となっている。

2 DV相談件数

(1) 概要

○本県の配偶者暴力相談支援センター(福祉相談センター及び各総合事務所県民福祉局)で受け付けたDV相談件数は637件で、令和元年度の626件から11件(1.7%)増加した。

○内閣府が速報値として発表した令和2年度における全国のDV相談件数は19万30件で過去最多となり、令和元年度の11万9276件から約1.6倍に急増した。

<増加の要因>

- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う在宅時間の増加や社会的ストレス(内閣府担当者の見解)

<集計方法>

- ・全国の配偶者暴力相談支援センターとDV相談プラス*に寄せられた相談件数を集計
[*2020年4月から内閣府が開始し、SNSや電話で24時間相談を受け付け、避難等が必要と判断されるような緊急性の高い相談は、最寄りの配偶者暴力相談支援センターに連絡が入る仕組み]

○本県では、新型コロナウイルス感染者が全国最少(R3.6.9現在)であるなど、その影響が全国の自治体に比較して少ないため、全国数値ほど大幅な増加がなかったものと考えられる。しかし、今後も新型コロナウイルス感染拡大の恐れがあることから、引き続き、動向を注視するとともに、継続して適切な支援を行う。

(2) DV相談対応における鳥取県の特徴

○被害者に対する相談に24時間365日対応している。

○加害者に対する電話相談対応(月1回)を行い、相談者に対して臨床心理士等の専門家が助言を行うとともに、必要に応じて専門機関(例:鳥取大学医学部臨床心理相談センター等)を紹介するなど、更生を希望する加害者への支援を行っている。

(3) 本県の配偶者暴力相談支援センターのDV相談受付件数

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H29	47	60	48	39	42	40	50	53	47	37	41	54	558
H30	46	70	77	64	48	55	69	38	46	39	65	55	672
R1	42	48	81	81	59	47	56	45	40	41	32	54	626
R2	65	55	77	84	64	53	54	47	30	30	32	46	637

令和3年度第1回鳥取県総合教育会議の開催結果について

令和3年6月15日
総合教育推進課
教育総務課

令和3年度第1回の鳥取県総合教育会議を開催しましたので、その結果を報告します。

1 日時・場所

- (1) 日時 令和3年6月2日(水) 午後1時から2時30分まで
(2) 場所 鳥取県庁 特別会議室等 オンライン会議により実施

2 出席者 知事、教育委員会(教育長、教育委員)、有識者委員

〈有識者委員〉

氏名	所属	氏名	所属
石原 太一	進路指導塾ドリームラーナーズ 代表	坂本 哲	株式会社アクシス 代表取締役
大羽 沢子	鳥取大学医学附属病院ワークライフバランス支援センター 特任助教	福壽みどり	前 鳥取県PTA協議会会長
		馬淵 牧子	Fitness Ja-んぐる 専属トレーナー

3 概要

(1) 意見交換

以下ア～ウのテーマについて、意見交換を行った。

ア 令和2年度鳥取県の「教育に関する大綱」(第二編)の評価について **資料1**

○指標の達成状況は、84.1% (69/82) と、達成又は概ね達成することができた。ただし、課題が残るものもあり、引き続き改善に向けて取り組む必要がある。※「達成」は目標値に対して100%、「概ね達成」は90%以上。

【達成できた主な指標】

指標	目標	結果	備考
難関国公立大学の合格者数	120人	121人	
教職員一人当たり平均時間外業務時間数の削減率(中高)	中 16.7% 高 25%	中 17% 高 45.2%	
特別支援学校高等部(専攻科含む)卒業生の(1年後)職場定着率	90%	98%	
「難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している」児童生徒の割合(小高)	小 80% 高 64%	小 81.2% 高 69.3%	小の結果はR1数値による。
「自分の進路を実現するために、目標に向かって努力している」高校生の割合	70%	75.5%	

【主な課題】

指標	目標	結果	備考
国語・算数(数学)の平均正答率全国平均を上回る(小6:国語、算数で全国平均以下)	(全国) 国語 63.8% 算数 66.6%	(県) 国語 63% 算数 66%	結果はR1数値による。
「家で、自分で計画を立てて勉強している」児童生徒の割合	小 70% 中 55% 高 50%	小 69.1% 中 51.2% 高 44.3%	小・中の結果はR1数値による。
県立高校(全日制課程)の定員に対する入学者数の割合	全ての高校で70%を上回る	全日制22校中16校が達成	
全国体力・運動能力調査の長座体前屈の偏差値	小男女 50 中男女 50	小 男 48.6・女 48.7 中 男 48.5・女 48.6	結果はR1数値による。
不登校出現率(小、中、高とも目標値以下)	小 0.4% 中 2.5% 高 1.2%	小 0.94% 中 3.7% 高 1.47%	結果はR1数値による。

〈有識者委員の主な意見〉

- ICTの活用について、教員間で指導のノウハウを共有してそれぞれが活用し、上手くいった事例については、横展開を図ってほしい。
- ICTが「魔法」のように取り扱われているように感じる。学習が遅れている生徒が、ICTを活用してできなかったところに戻り、やり直すことができるという単純なものでもない。今までは人的な支援をしていた部分でどのようにICTを活用していくのかという視点が必要になってくる。
- 学力向上について、家庭での学習に焦点が当たると、家庭環境の格差という問題が出てくる。
- 宿題は、子どもが自力で時間内にできるよう、発達段階に応じた内容を教師が計画的に出し、それをきちんと行うことを確認していけば宿題の効果は上がっていくと思う。

- ・同調性が高いとかそういうことだけではなく、一人一人の子どもの良いところを伸ばし続けていくという視点も必要だと考え、教師自身が多様な物の見方ができるような機会を設ける必要がある。
- ・大学入試について、難関国公立大学の合格者数が目標を達成したことは評価できる。一方で、大学入試は今後「総合型選抜・学校推薦型選抜」が増え、その選抜の課題に対応する力が必要となってくることから、その対策に係るノウハウをぜひ全県で共有してほしい。
- ・ワンミニッツエクササイズや遊びの王様ランキングはとてもいい取組だと思うが、認知度の向上に取り組んでほしい。また、身体能力は6歳までに発達するため、幼稚園児が楽しく取り組めるような働きかけをもっとしてほしい。
- ・いじめの問題について、「SOSの出し方」を子どもたちが学ぶ教育があってもいいと思った。

＜教育委員の主な意見＞

- ・家庭学習における家庭環境の格差について、放課後の学習支援等、学校としても丁寧に対応を行っている。
- ・家庭学習に求められることは、学習習慣の確立、学習方法の習得などを通して学ぶことの楽しさを実感し、学びに向かう力を醸成することだと考える。ICT活用により、基礎的な学習内容の習熟が図られ、自分自身の学習内容の定着を自己評価できるようになる。
- ・不登校の要因の一つとして「無気力・不安」がある。魅力のある学校のカリキュラムの作成、保護者との信頼や繋がりを持った組織化した対応が必要だと考える。
- ・「総合型選抜・学校推薦型選抜」については、高校での探究活動等で学習した内容が、学問への興味関心を高め、大学で学びたいことの明確化に繋がる。
- ・ICTの活用は基本的には方法でしかなく、それよりもやる気を育てることの方が大事。学校というコミュニティの中で一人一人がどのように大事にされているかという学校教育の基本の大事さが問われていると思う。
- ・教員には、週に1回、月に1回でもいいから、今の時代を俯瞰的に見て、どのような人材を育成していくのか自ら考えながら子どもたちと接する機会を設けてほしい。

イ 県立夜間中学設置に向けた検討状況について **資料2**

＜有識者委員の主な意見＞

- ・夜間中学の設置を不登校児童と絡めて議論するのは難しいと思う。
- ・大人が学ぶ姿勢を子どもに見せることで学びのモチベーションにも繋がるのではないかと思う。
- ・夜間中学を卒業後の出口部分に何があるのか、そこを具体的に示していかないと、通う意欲に繋がっていかないと考えるため、その仕組みづくりが必要である。
- ・形式的であれ卒業してしまった人が毎日学校に通うのはハードルが高いように感じるが、学びたいと思った時の受け皿は必要なので、夜間中学を設置することは大切なことだと思う。

＜教育委員の主な意見＞

- ・学校のイメージがつかみにくく、人によって夜間中学に求める姿も異なるため、みんなが満足できる学校を設置するという事は難しいことだが、学び直したいと思っている人達はその希望を叶える場所があると思えることは意義深いと考える。
- ・夜間中学は、教師や友人と関わる貴重な体験の場となる。卒業後を見据えての対人関係や社会との繋がりを大切にしてほしい。

ウ ヤングケアラーの支援に向けた取組について **資料3**

＜有識者委員の主な意見＞

- ・教員の中で周知徹底されれば、その兆候に気付くことができる。教員だけで抱え込むのではなく、福祉に繋げていくことを念頭に置きながら対応していく必要があると考える。
- ・連携会議といっても、いつ、誰が、何をするのか決まらないまま終わってしまう会議が多いため、そうならないように取組を進めてほしい。
- ・今まで家庭のお手伝いの延長線のように認識していたことが現在は「ヤングケアラー」と言われており、個々によっても認識が異なる。

＜教育委員の主な意見＞

- ・現場にいると気になる子どものケースに気付くことがある。アンテナを高く張っておく必要がある。
- ・自分だけが悪い、自分のせいなのだ自分の困っていることを周りと共有できなくなり殻を作ってしまう。学校が多様性について寛容となり、それぞれの良さを認めながら生活をする場としてあることで子どもたちの根っここの部分も変わってくる。教員の側にも多様性やそれぞれの良さを見抜く人間力が非常に大きく問われていると思う。

(2) 知事総括

- ・ICTの話が活発にあったが、確かにICT機器は魔法の機械ではなく技法である。これをうまく使いこなせるかどうかである。また、ICT機器があるからこそ、eラーニングを含めた夜間中学と組み合わせるなど、発展的に考えることもできる。
- ・大学入試の在り方や、SOSを出せる教育など、重要な視点の意見が出た。教育委員会と執行部も調整しながら、しっかりと事業に反映される、また問題意識として次の議論に繋げていけるようにさせていただきたい。

令和2年度鳥取県の「教育に関する大綱」（第二編）の評価について

1. 令和2年度大綱に掲げる指標の達成状況等

○指標の達成状況は、84.1% (69/82) と、概ね成果を上げることができた。ただし、課題が残るものもあり、引き続き改善に向けて取り組む必要がある。

＜達成できた主な指標＞

- ・難関国公立大学の合格者数
- ・教員の児童生徒へのICT活用指導力の割合
- ・コミュニティ・スクールを導入している学校の割合
- ・教職員一人当たり平均時間外業務時間数の削減率（中高）
- ・高等学校での消費者教育の実施
- ・特別支援学校高等部（専攻科含む）卒業生の就職率（就職希望者に対する割合）
- ・特別支援学校高等部（専攻科含む）卒業生の（1年後）職場定着率
- ・「難しいことでも失敗を恐れないで挑戦している」児童生徒の割合（小高）
- ・「自分の進路を実現するために、目標に向かって努力している」高校生の割合

2. 主な課題

○学力・学びの質（全国学力・学習状況調査等）

・国語・算数（数学）の学力状況 ※R1数値

平均正答率（小6：国語、算数で全国以下）

最上位層の割合（小6：国語、算数、中3：国語で全国以下）

最下位層の割合（小6：国語、算数、中3：数学で全国以上）

・「家で、自分で計画を立てて勉強している」児童生徒の割合（小中高ともに目標値以下）

＜今後の取組＞

- ⇒学力向上に向けた中長期的な方向性と具体的な方策を示した「鳥取県学力向上推進プラン」（令和元年度策定）に基づき、全県で取組を推進する。
- ⇒令和2年度に鳥取市及び米子市でモデル的に実施した鳥取県独自の「とっとり学力・学習状況調査」の他市町村への横展開を図るとともに、児童生徒一人一人の学力の伸びを把握し、教育施策の成果と課題を検証し、学校における学習指導の充実や授業改善を推進する。
- ⇒算数の学力向上に係る指導主事小学校訪問を実施（年2回）し、授業改善の実践・徹底を図る。
- ⇒エキスパート教員によるモデル授業動画や各種研修資料等を掲載できる「学校教育支援サイト」の充実を図るとともに、習熟度別の問題作成等が可能な「中学校数学問題データベース」を導入し、教員の指導力向上及び授業改善を推進する。
- ⇒全国学力・学習状況調査の結果から見えてきた地域毎の課題の解決に向けた取組の全県展開を図る。
 - ・実践事例集を活用した家庭学習の質の向上の推進
 - ・単元到達度評価問題と活用問題集を活用した小学校国語・算数の授業改善の推進
- ⇒GIGAスクール構想によるICT機器やeラーニング教材などの活用による児童生徒の実態に応じた学習を推進するとともに、オンライン会議システムを活用した研修会開催や情報提供に取り組み、教員のICT活用指導力の向上を図る。

○県立高校の魅力化

・県立高校（全日制課程）の定員に対する入学者数の割合（目標値以下）

＜今後の取組＞

- ⇒各校が取り組むべき重点事項を定め、学力向上や資格取得の促進、地域や企業等と連携した教育活動の実施や国際バカロレア教育の導入など、県立高等学校の魅力化や特色づくりの取組を行う。
- ⇒SNSやラジオ等の各種メディアを活用した各校の魅力の情報発信を推進する。
- ⇒他県の県外生徒募集校と連携した大都市圏における県外生徒の募集活動、受入環境の整備など、県外から生徒を受け入れるための取組を推進する。

○教員・生徒の英語力

- ・英検準1級以上の英語力を有する英語科教員の割合（目標値以下）
- ・英検準2級程度以上の英語力を有する高校生の割合（目標値以下）

<今後の取組>

- ⇒鳥取県の目指す義務教育段階の英語教育を示した「小学校及び中学校7年間の英語教育プラン」の周知を図り、授業における言語活動を促進するとともに、パフォーマンステスト等を適切に活用し、指導と評価の一体化に関する具体的な改善を促す。
- ⇒進学を希望する高校2年生を対象とした英語4技能型外部試験や県内全中学2年生を対象にした外部試験（英検IBA）を引き続き実施し、各校の実態に応じた指導法の改善と英語による発信力を高める授業力の向上を図る。
- ⇒すべての中学校に指導主事が学校訪問を行い、個に応じた実践的な指導改善を支援する。
- ⇒求められる英語力を有する教員を確保するため、教員採用試験において外部検定試験の一定条件（英検準1級以上等）を有する受験者に加点する。

○体力・運動能力・スポーツ ※R1数値

- ・体力・運動能力調査における上位層の割合（小5、中2ともに目標値以下）
- ・体力・運動能力調査における長座体前屈（小5、中2ともに目標値(全国平均)以下）
- ・体育の授業を除く1日の運動時間が1時間以上の児童の割合（小5：目標値以下）

<今後の取組>

- ⇒柔軟性向上エクササイズ「ワンミニッツ・エクササイズ」の活用や、学校内での柔軟性向上につながる具体的な事例などを情報発信する。
- ⇒体育及び保健体育学習等への指導助言、学校体育講習会や教育課程研究集会への体育主任以外の教員の参加を促進することで、教員の指導力向上や授業の質の向上を図る。
- ⇒「遊びの王様ランキング」サイトの全面的な見直しを行うなど、運動遊びの習慣化の働きかけを行う。

○不登校問題 ※R1数値

- ・不登校出現率（小、中、高とも目標値以下）
- ・高校非卒業率（目標値以下）

<今後の取組>

- ⇒不登校の要因の一つである不安への対処法について、スクールカウンセラーによる児童生徒への心理教育の推進を図る。
- ⇒「校内サポート教室」を拡充するとともに、いじめ・不登校総合対策センターの保護者向け専用の「不登校相談電話」をさらに周知する。
- ⇒学校訪問型研修等により、令和2年度作成した「不登校支援ガイドブック」の周知を図るとともに、要因・背景の見立てや児童生徒理解に基づいた適切な早期支援や不登校の未然防止のための学級づくりなど、組織的な取組の推進を図る。
- ⇒不登校児童生徒の学習機会を確保するため、ICT等を活用した自宅学習支援を拡充する。

○教職員の働き方

- ・教職員一人当たりの平均時間外業務時間数の削減率（小：目標値以下）

<今後の取組>

- ⇒令和3年度から3年間の計画「新学校業務カイゼンプラン」に基づき、時間外業務月45時間、年間360時間を超える教職員の解消に向け、一層の働き方改革を進める。
- ⇒業務アシスタントを継続して配置し、教員の事務負担を軽減するとともに、学校及び教員が担う業務の明確化により、保護者や地域の理解、協力を得ながら業務の削減を図る。
- ⇒鳥取県部活動の在り方方針に基づく部活動休養日や活動時間の遵守の徹底や、GIGAスクール構想実現に向けたICT活用の推進による業務の軽減、効率化を推進する。

県立夜間中学設置に向けた検討状況について

令和3年6月2日
小中学校課

○令和2年度に県立夜間中学に関する新たなニーズ調査を実施し、本人121名、支援者等216名、計337名の回答があり、形式的卒業生17名を含む37名から夜間中学に通ってみたいとの回答をいただいた。

○アンケート調査により、夜間中学を求める一定程度のニーズがあることは把握できたことから、形式的卒業生、義務教育未修了者、外国籍の方を対象とした県立夜間中学の設置に向け、具体的検討を進めていく。

【不登校の学齢生徒の取扱いについて】

不登校の学齢生徒に対しては、市町村教育委員会やフリースクール等の関係機関等と協働し、既存の不登校対策の検証やICT活用教育を含めた支援策の充実を図っていききたい。その後、不登校特例校等の設置が必要となれば、改めて検討を行う。

○県立夜間中学は、既存施設の空き部屋等を活用し、改修を行うとともに、本校設置にあわせて全县に授業をオンライン配信するなど、ICTを活用した新たな学びの形の県立夜間中学の令和6年度開校を目指したい。

【分教室（サテライト）設置について】

本校設置後、夜間中学の入学ニーズが高まることがあれば、分教室（サテライト）設置の検討を改めて行う。

1 県立夜間中学に関するアンケートの調査結果について

＜アンケート結果概要＞

ア 回答総数337名（本人121名、支援者・保護者216名）

イ 本人用アンケート121名

区分	義務教育未修了者	外国籍の者	形式的卒業生	不登校の学齢生徒	その他	未回答	合計
通ってみたい	1	3	19	4	10	0	37
通ってみたいくない	1	0	8	7	11	0	27
分からない	0	2	22	11	21	1	57

※通ってみたいと回答した人の地域別内訳

○東部21名（うち鳥取市18名） ○西部11名（うち米子市9名） ○中部5名（うち倉吉市1名）

ウ 支援者・保護者アンケート216名

・夜間中学のことを知らせたいと思う人がいるか→思いあたる人がいる59件/身近にいる50件

2 第2回鳥取県夜間中学設置検討委員会の概要

(1) 日 時 令和3年5月13日（木）午後1時30分から午後3時まで

(2) 場 所 鳥取県庁第二庁舎5階第1教育会議室

(3) 委員構成 学識経験者（大学教授等）、外国人支援関係者、民間による不登校支援機関関係者、市町村教育委員会代表、県中学校長会代表

(4) 議 題 「鳥取県で考えられる県立夜間中学の形について」

- ・設置検討にあたっての論点～鳥取県立夜間中学の対象者について
- ・設置に向けた具体的検討課題（対象者、設置場所、運営に関する課題等）について
- ・県立夜間中学設置に向けたスケジュール案

【概 要】

○設置検討にあたっての論点～鳥取県立夜間中学の対象者について（県教委提案）

これまで夜間中学設置の検討にあたっては不登校の学齢生徒を対象として検討を行っていたが、アンケート結果や他県の事例をもとに、形式的卒業生や外国籍の方など、学齢期を経過した者であって、中学校における就学の機会が十分に提供されなかった者を対象として検討を行いたい。

不登校の学齢生徒に対しては、義務教育を一義的に所管する市町村教育委員会やフリースクール等の関係機関等と協働し、学びの保障を含め、既存の不登校対策の検証や支援策の充実を図っていききたい。

その後、不登校特例校等の設置が必要となれば、改めて検討を行う。

＜主な意見＞

- ・夜間中学の対象から不登校の学齢生徒を除くのであれば、夜間中学に代わる学びを保障する仕組みづくりが必要ではないか。
- ・対象外にするのであれば不登校特例校の設置が必要になるのではないか。
- ・まずは夜間中学を設置し、学び直しを希望する方の数を増やしていくことが第一である。不登校の学齢生徒については、原籍に在籍したまま、ICT等も活用して体験的に学ぶことができないか。
- ・不登校の学齢生徒も含めた場合、個別のカリキュラム作成や指導が大変難しい。
- ・学齢期の不登校生徒の学びが保障されるのであれば、事務局案で進めてよい。
- ・不登校の学齢生徒とフリースクール等が結び付くような学校にならないか。
- ・不登校の学齢生徒への支援と夜間中学とを一緒にすることは難しい。
- ・出席日数、進級認定が緩やかにできる仕組みがよい。

○設置に向けた具体的検討課題（対象者、設置場所、運営に関する課題等）について（県教委提案）

区分	内容
対象者	○義務教育未修了者○外国籍の者○形式的卒業生
設置場所等	○ 利便性のよい市部を中心に検討 【設置形態】既存施設の空き教室等を活用し、必要に応じて改修を行うとともに、必要に応じ本校のほか簡易の形での分教室設置を検討するなど、コンパクトな形の設置を目指す
持続可能な運営に関する課題	○ 義務教育を修了しないまま学齢期を超過した外国人等に対する夜間中学に関する周知の在り方について ○ 日本語指導体制について

<主な意見>

（設置場所等）

- ・利便性がよい場所がよい。駅の近くがよい。
- ・市部に拠点の一つ作って、あとは分教室を置くのがよい。
- ・対象者の近くの学校をサテライトにするのはどうか。
- ・2部制になれば場所はどこであっても可能ではないか。汽車の便がないので、スクールバスを考えたほうがよい。

（持続可能な運営に関する課題）

- ・持続可能な運営に関する課題について、ハートフルや日本語学校との連携によって解決できる課題がたくさんあるのではないかな。
- ・対象者の外国籍の者と日本語学習は切り離せないで、日本語支援や外部との連携をコーディネートできる、日本語教育コーディネーターの配置を検討してほしい。また、ICTの活用を入れてほしい。
- ・編入できる学年、在籍できる年数等の弾力化によって、（夜間中学を）通ってみたい場とするのがよい。
- ・2部制にするのか、分教室をつくるのか、バーチャルにするのか、遠隔でやっても生徒の学習状況を集約できる仕組みを考えないといけない。すべてを求めると先生の手が足りなくなる。
- ・夜間中学には、夜間中学に勤めたい先生に集まってほしい。人事の際に公募するなどしたらよいのではないかな。

○県立夜間中学設置に向けたスケジュール案

年度	区分	取組内容
令和2年度	【STEP 1】 夜間中学の概要決定及びニーズ把握等	○夜間中学にかかる市町村との意見交換 ○県立夜間中学設置を求める要望書受領（鳥取県都市教育長会及び鳥取県町村教育長会） ○鳥取県夜間中学設置検討委員会設置及び第1回検討委員会開催（学校形態（案）、スケジュール等の検討） ○ニーズ調査実施 ○夜間中学広報活動（オンライン活用）
令和3年度		○第2回検討委員会 ○総合教育会議 ○夜間中学シンポジウム（東部会場、西部会場） ○第3回検討委員会（学校形態・設置場所・開設時期等について） ⇒【教育委員会】県立夜間中学にかかる教育委員会案の決定 ○令和4年度予算検討・要求 ⇒【県議会】2月議会・当初予算
令和4年度	【STEP 2】 夜間中学の詳細決定及び広報活動等	○教育内容等にかかる検討 ・教育課程・就学助成制度適用・生徒数、教職員数等 ○関係条例・規則等の整備 ○県立夜間中学に係る広報、体験会の開催等 ・市町村、住民への広報等 ○施設改修等
令和5年度	【STEP 3】 開校に向けた入学者受入れ及び授業実施にかかる準備	○学級編制、教育課程編成等決定 ○教員研修等の実施 ○入学希望者募集開始 ・入学希望者への説明会の開催・入学希望者への面接実施・選考 ○施設設備整備・改修
令和6年度	開校	

<主な意見>

- ・アンケート回答において、通ってみたいと回答している方の気持ちを引き続き確認する必要があるのではないかな。
- ・県立夜間中学の周知を図るために体験入学なども検討してほしい。どのような学びが分かれば対象者を増やせる。

ヤングケアラー支援に向けた本県の取組について

令和3年6月2日
家庭支援課

1 相談窓口の設置

ヤングケアラー当事者や保護者の悩みに寄り添い、それらの方々に必要な支援に繋げることにより、ヤングケアラーの負担軽減とサポート体制の強化を図るため、令和3年4月1日に相談窓口を設置した。

〔東部〕福祉相談センター（鳥取市江津318-1 電話：0857-29-5460）

〔中部〕倉吉児童相談所（倉吉市宮川町二丁目36 電話：0858-22-4152）

〔西部〕米子児童相談所（米子市博労町四丁目50 電話：0859-33-2020）

※午前8時30分～午後5時（月～金、祝日を除く）

2 実態調査

中・高校生のみならず、小学生や青年層においてもヤングケアラーの実態を把握するため、本県の青少年育成意識調査を活用して実施する。

- ・実施時期 令和3年7月
- ・主な調査項目 （ヤング）ケアラーへの該当、ケアによる影響、希望するサポート、ケアの状況等
- ・対象者 小5・中2・高2（各400名）及び29歳以下の青年層（1,700名）

3 ヤングケアラー対策会議の設置

ヤングケアラー対策を検討するため、会議を設置する。

- ・会議開催 令和3年6月中（第1回） ※年間4回開催予定

- ・委員（調整中）

学識経験者、市町村、教育委員会、学校（校長会）、介護支援専門員（鳥取県介護支援専門員連絡協議会）、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等

- ・主な論点（調整中）

- 適切な支援に繋げるための早期発見・把握
- 孤立しやすいヤングケアラーの支援（子どもであることを踏まえた支援）
- ヤングケアラーの社会的認知度を高める取組の促進

4 その他（以下の取組について、準備の整ったものから随時実施）

- ・リーフレット等の啓発物品の作成

リーフレットや学校・図書館など子どもの利用施設に掲示するポスターを作成し、子どもに対して、ヤングケアラーであることの気付きや相談を促す。

- ・研修会の開催

ヤングケアラーの支援者となる市町村、学校関係者、児童相談所、医療機関、介護・障がい福祉サービス事業者等の職員を対象に、対応力向上のための研修会を開催する。

<参考1>「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」(R3.4公表、厚生労働省)

⇒R2.12～R3.1にかけて無作為抽出した公立中学754校と全日制高校249校の2年生を対象に実施。

回答数は、中学生5,558人、高校生7,407人。

- ① 世話をしている家族が「いる」のは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%
- ② ヤングケアラーと「自覚している」のは約2%、「わからない」が1～2割程度
- ③ ヤングケアラーを「聞いたことがない」の回答は、8割を超えた。
- ④ 世話の頻度は「ほぼ毎日」が3～6割程度。
- ⑤ 1日あたり世話に費やす平均時間は「3時間未満」が多いが「7時間以上」も1割程度いる。

＜参考2＞「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム取りまとめ報告」
(R3.5 公表、厚生労働省・文部科学省)

⇒「ヤングケアラー」を巡って厚生労働、文部科学両省の共同プロジェクトチームが支援策などをまとめた報告書が公表された。政府としては「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）にヤングケアラー支援の強化を盛り込み、来年度からの本格実施を目指す予定。

【とりまとめの概要】

①早期発見

- ・自治体による地方の実態調査を推進
- ・学校、医療機関、福祉事業者、子ども食堂などでケアラーを把握

②ケアラー支援

- ・オンラインサロン、SNSを使った相談を行う団体支援を検討
- ・家事（洗濯や掃除）や子育て（保育園への送迎など）のサービス創設を検討
- ・自治体、ハローワーク、地域若者サポートステーションによる就労の支援

③認知度向上

- ・2022年度から3年間に「集中取組期間」に設定、ヤングケアラーという言葉の認知度を中高生で5割に
- ・全世代を対象に認知度調査を実施